

特定非営利活動法人志木総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ定款

目次

- 第1章 総則
- 第2章 会員
- 第3章 役員及び職員
- 第4章 総会
- 第5章 理事会
- 第6章 資産及び会計等
- 第7章 定款の変更、解散及び合併
- 第8章 雑則
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人志木総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ（以下「法人」という。）という。

2 会員に親しんでもらうための愛称を「クラブしっきーず」という。

(事務所)

第2条 この法人は、その主たる事務所を埼玉県志木市柏町三丁目9番67-316号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、世代や障害の有無を問わず地域に暮らすすべての人に対して、スポーツ・レクリエーション及び文化活動を通して心の交流を図り、明るく、豊かで、潤いのある地域社会の形成及び生涯スポーツ・レクリエーション振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 世代間交流を通じて、まちづくりの推進を図る活動
 - (2) スポーツ・レクリエーション及び、文化、芸術の振興を図る活動
 - (3) 生涯学習の推進を図る活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動
 - (5) 健康増進を図る活動
 - (6) 福祉教育を図る活動
 - (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 世代間交流事業の企画及び運営
- ② スポーツ・レクリエーション及び、文化活動に関する教室の開催及び提供
- ③ 生涯学習事業の企画及び運営
- ④ 子どもの体力づくり・自然体験・社会参画機会の企画及び運営
- ⑤ 健康増進及び介護予防事業の企画及び運営
- ⑥ 障がいへの理解を深める事業の企画及び運営
- ⑦ ボランティアの資質向上のための研修会の開催
- ⑧ 定期的な法人活動情報の提供
- ⑨ 他の特定非営利活動法人を支援する事業
- ⑩ その他法人の目的達成のために必要な事業

(2) 収益事業

- ① 法人の発行する刊行物の広告掲載
- ② 他の活動団体等からの受託事業
- ③ 法人のデザインしたグッズの販売

2 収益事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、収益事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の各号に掲げるとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) その他の会員 別に定める会員資格規程に定める会員

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって当該本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 その他の会員は、所定の手続きに従い申し込むものとする。また、入会後に入会申込時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届出なければならない。

(その他の会員の入会資格)

第8条 その他の会員として入会しようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) この法人の設立趣旨及び第3条に定める目的を理解、賛同する者

- (2) スポーツ及びレクリエーション等の活動を行うに適した健康状態である者
- (3) この法人が別に定める会員資格規程のほか諸規定を遵守する者

(会費)

- 第9条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 その他の会員の会費については、会員資格規程に定める。

(会員資格の喪失)

- 第10条 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 本人から退会の申出があったとき
 - (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
 - (4) 除名されたとき
 - (5) この法人が解散したとき
 - (6) その他の会員の資格喪失に関する事項は、会員資格規程に定める。

(正会員の退会)

- 第11条 正会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第12条 会員が次の各号の一に該当したときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により除名することができる。ただし、この場合、当該会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 法令及び定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為を行ったとき

(拠出金の不返還)

- 第13条 既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員及び監事)

- 第14条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上11名以内
 - (2) 監事 2名

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会でこれを選任する。

2 理事長1名及び副理事長2名以内を互選にて選出する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者及び3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、法人の業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、本定款の定め及び理事会の議決に基づき、法人の業務を執行する。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 法人及び理事の業務執行状況の監査

(2) 法人の財産状況の監査

(3) 前2号の監査の結果、法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集することができる。

(5) 法人及び理事の業務執行及び法人の財産状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求することができる。

(監事の兼職禁止)

第17条 監事は、理事又は法人の職員を兼ねることができない。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 役員は、任期満了及び辞任等においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員に法人の役員として相応しくない行為等があったとき又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、解任することができる。ただし、この場合には、当該役員に対して、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第20条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した経費を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(欠員の補充)

第21条 理事又は監事はその定数の3分の1を超える者の欠員が生じたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(職員)

第22条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(総会)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、次の各号の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 法人の解散
- (3) 法人の合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬に関する事項
- (7) 会費の額
- (8) 解散する場合の残余財産の処分に関する事項
- (9) その他理事会が総会に付すべき重大な事項として議決した事項

(総会の開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から総会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第4項第4号の規定に基づき、監事が招集するとき。

(総会の招集)

- 第27条 総会は、前条第2項第3号に規定する監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第2号に規定する臨時総会の招集の請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集する場合は、正会員に対して会議の目的たる事項、日時及び場所等について、書面により、総会開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、当該総会において出席した個人正会員から選任する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第30条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会において、第27条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。
 - 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員はその事項について、表決権を行使することができない。

(総会における書面表決及び委任)

第31条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。このとき、前2条の規定及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員数（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した個人正会員のうちから、当該会議で選任された議事録署名人2名が、署名並びに押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、次の各号の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 法人の業務執行に必要な事項の細則等の制定及び改廃
- (4) 前3号のほか総会の議決を要しない法人の業務執行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が招集請求したとき。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号に規定する招集の請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、理事会の目的たる事項、日時及び場所等について、書面により開催日の5日前に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第38条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第39条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第40条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について、書面をもって表決することができる。このとき、前2条の規定及び次条第1項第3号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第41条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び結果
- (6) 議事録署名人の選任に関すること

2 議事録には、議長及び当該理事会で選出された議事録署名人2名が、署名並びに押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条に定めるところに従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る会計
- (2) 収益事業に係る会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正を行うことができる。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じて予算を定め、これを執行することができる。

- 2 前項の規定により定めた暫定予算は、理事会において承認を得なければならない。
- 3 第1項の規定により定めた暫定予算を執行した場合における収入及び支出は、あらたに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第49条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長が作成し、当該年度の事業報告書並びに収支計算書等について監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1 項第2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第5 2条 この法人が解散(前条第1 項第4 号に定める合併又は第5 号に定める破産による解散の場合を除く。)のときに存する残余財産は、国又は地方公共団体に帰属させるものとする。

(合併)

第5 3条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4 分の3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第5 4条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(委任)

第5 5条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員については、次のとおりとする。

理 事 長	狩 野 悦 夫	
副 理 事 長	川 島 正 幸	
〃	増 田 三 枝 子	
理 事	抜 井 晶 子	石 原 初 江
〃	門 田 純 子	鴻 田 征 彦
〃	西 川 和 人	
監 事	醍 醐 治 江	鈴 木 二 三 彦

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成15年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の正会員の会費は、この定款の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
(1) 年会費 5,000 円__

附 則

この定款は、平成26年5月18日から施行する。